

「子連れ去り勝ち」の絶望

他方の親の同意を得ない「子の連れ去り」が社会問題化している。母親による子連れ別居はよくあることとして受け止められてきたが、子の身の回りの世話をしていることが離婚後の親権争いで有利に働くと広く知られるようになり、近年は父親による子の切り離しも顕在化している。「連れ去り勝ち」とも言われる、家庭間紛争の実態に迫った。【飯田憲 山本将克】

「子どものことを思い出ら家庭内暴力(DV)が始まらない日は一日たりともありません」。神奈川県の女性(40)は小学校低学年だった長男と幼児の次男(当時)を夫に連れ去られた。もう4年、会っていない。大学の先輩だった夫と2009年に結婚し、程なく長男を妊娠した。その後か

裁判所は違法認定 親権争い強行



女性は裁判所に救済を求めて家を出た。女性が夫の実家を訪れるとき、夫側から「殴られたのは夫を立てたりしない」と思い直し、自宅に戻った。

夫の変化に期待していた。だが、家庭にはそれまでとは違う不穏な空気が流れた。「母さんはおかしいから、あっちで避ぼう」。夫は、子どもを巻き込んで娘がらせをするようになった。「子どもは連れ去った。」「子どもは連れ去り返し、自宅には堂々と『男の離婚』というハウツー本を置いた。女性は19年7月、離婚を切り出した。

ルター(一時保護施設)に避難したこともあるが、「自分が家族を壊すわけにはいかない」と思い直し、自宅に戻った。女性は裁判所に救済を求めて家を出た。女性が夫の実家を訪れるとき、夫側から「殴られたのは夫を立てたりしない」と思い直し、自宅に戻った。

女性は「自分が夫に支配されていたように、子ども現実問題となる中で、夫が強行した子連れ帰省について『連れ去り、またはそれと準じる違法な態様によって子の監護を開始した。違法性の程度は高い』と認定。子ども2人を女性に引き渡すよう夫に命じた。決定は後に確定した。

女性は「自分が夫に支配されていました」と訴えていたようだ。子ども現実問題となる中で、夫が強行した子連れ帰省について「連れ去り、またはそれと準じる違法な態様によって子の監護を開始した。違法性の程度は高い」と認定。子ども2人を女性に引き渡すよう夫に命じた。決定は後に確定した。

直後のことだ。夫は、中学生の頃から受け取ったメッセージ。約3カ月後、夫に長男を連れ去られた。【神奈川県内】山本将克撮影

国地方にある自身の実家に、子供を連れて帰ると言つて飛行機に乗せた。「母さんは会わないことになりました。お元気で、さうなら」と書かれた手紙が長男から届いた。母子の別居が長引く中、子どもは女性の下で暮らすことを拒むようになったという。裁判所の執行官が子を直接連れ戻す強制執行も試みたが、実現しなかった。

女性は「自分があまりに父に逆らえない状態になってしまった」と考えている。「司法判断に従っていい夫には何の咎とがめもない。このままでは生き別れになる。違法な連れ去りがまかり通るこの国に絶望している」と肩を並ぶわせた。

2023年(令和5年)10月18日(水)

面会ままならず 海外批判

子の違法連れ去り

1面からつづく

日本では、母親による子連れ別居が社会慣習として定着してきた。特に、夫による家庭内暴力(DV)がある家庭では母子が身を守る正当な行為として受け入れられている。

一方、日本の離婚後単独親権制度の下では離婚後の親権者を決めた際に「誰が継続して子の監護をしていたか」が重視される。このことが子連れ去れば親権が取れるという誤った理解につながっているとの指摘がある。連れ去りを防ぐ法整備を怠ったとして国に賠償を求める集団訴訟も起こされ、社会問題化している。

日本の違法な連れ去りに当たるような無断別居は諸外国では犯罪とみなされる場合もある。国際社会の視線は厳しく、日本は2014年に国境を越えて連れ去られた子どもの扱いを定めたハーグ条約に加盟したものの、欧州議会は20年、「子の返還の実現率が低く、国際的な連れ去り後の面会交流がまならない」として日本を批判した。20年施行の改正民事執行法に

よって子の引き渡しのルールは明確化された。しかし、最高裁によると、22年は4割弱で強制執行が実現しなかった。子が泣き叫んだり、親に強く拒まれたりすると、手続きが困難になるという。

離婚後の共同親権が主流になっている海外の現状はどうか。関西学院大の山口亮子教授(家族法)によると、米国では州によって父母が離婚する際に、子ども過ごす時間の配分や教育・医療の方針、意見の食い違いがあった場合の対応をまとめた養育計画を裁判所に提出する義務がある。父母の離婚後も親子が頻繁に継続して交流することが「子の利益」にかなうと捉えられており、無断別居は違法という社会観念があるという。ひとり親が継続監護するのが良いとされがちな日本とは大きな違いがある。

山口教授は「DVから逃れる別居はやむを得ないとしても、だからといってあらゆる無断別居を正当化することは許されない。実力行使した親が優先されるべきではなく、不当な連れ去りの予防には何らかの方策が必要だ」と指摘する。

【飯田憲、山本将克】